

## 第4回 八雲町選挙管理委員会議案

日 時 令和2年12月1日 午後3時00分

場 所 八雲町役場 選挙管理委員会事務局

### 1 開 会

### 2 委員長挨拶

### 3 会議に付議すべき事項

議案第1号 選挙人名簿の登録について（12月定時登録）

議案第2号 地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数について

議案第3号 八雲町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程について

議案第4号 個人演説会等の施設の指定変更について

議案第5号 個人演説会等の施設の指定解除について

議案第6号 在外選挙人名簿の抹消について

議案第 1 号

選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和2年12月1日に選挙人名簿に登録する者は、次のとおりである。

令和2年12月1日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 外 崎 正 廣

投票区別内訳表  
 団体名 八雲町  
 令和2年12月1日現在

投票区	前回定時登録日(9月1日)現在名簿登録者総数				定時登録に係る補正登録者数				選挙時登録に係る補正登録者数				選挙時登録に抹消者数				今回定時(選挙時)登録者数				登録の移し替え				今回定時(選挙時)登録日現在における名簿登録者総数			
	A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
	A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M			
1	1,035	1,143	2,178	0	0	0	0	0	14	8	22	4	18	8	16	3	0	3	1,032	1,143	2,175	3	0	3	1,032	1,143	2,175	
2	788	831	1,619	0	0	0	0	12	7	19	1	18	36	42	3	39	0	0	810	830	1,640	0	0	0	810	830	1,640	
3	745	806	1,551	0	0	0	0	7	8	15	6	9	9	15	3	12	0	0	743	800	1,543	0	0	0	743	800	1,543	
4	844	898	1,742	0	0	0	0	14	14	28	6	22	17	25	4	21	7	14	854	899	1,753	7	7	14	854	899	1,753	
5	209	211	420	0	0	0	0	2	4	6	1	5	0	1	1	0	1	4	210	209	419	3	1	4	210	209	419	
6	193	196	389	0	0	0	0	1	1	2	0	2	3	5	1	4	0	0	194	197	391	0	0	0	194	197	391	
7	85	124	209	0	0	0	0	2	3	5	1	4	0	0	0	0	0	0	83	120	203	0	0	0	83	120	203	
8	89	98	187	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	90	97	187	1	0	1	90	97	187	
9	88	85	173	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	85	173	0	0	0	88	85	173	
10	334	295	629	0	0	0	0	1	2	3	1	2	2	4	1	3	0	0	334	294	628	0	0	0	334	294	628	
11	23	31	54	0	0	0	0	2	1	3	3	0	0	0	0	0	0	0	19	29	48	0	0	0	19	29	48	
12	47	42	89	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	46	42	88	0	0	0	46	42	88	
13	32	37	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	37	68	0	0	0	31	37	68	
14	48	39	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	40	89	0	0	0	49	40	89	
15	80	79	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	2	83	80	163	1	1	2	83	80	163	
16	128	162	290	0	0	0	0	1	2	3	2	1	1	0	1	0	0	0	127	161	288	0	0	0	127	161	288	
17	205	205	410	0	0	0	0	3	1	4	2	2	2	2	0	2	0	0	202	203	405	0	0	0	202	203	405	
18	158	175	333	0	0	0	0	1	1	2	2	0	0	1	2	3	1	2	158	176	334	0	0	0	158	176	334	
19	572	614	1,186	0	0	0	0	5	8	13	5	8	2	6	8	1	7	0	569	611	1,180	0	0	0	569	611	1,180	
20	68	61	129	0	0	0	0	0	2	2	0	2	1	2	0	2	0	0	69	60	129	0	0	0	69	60	129	
21	187	220	407	0	0	0	0	2	6	8	2	6	1	2	1	1	1	0	186	215	401	0	0	0	186	215	401	
22	65	69	134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	66	69	135	0	0	0	66	69	135	
23	96	118	214	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	1	2	0	2	0	97	117	214	0	0	0	97	117	214	
24	73	79	152	0	0	0	0	1	1	2	1	1	1	0	1	0	1	0	73	78	151	0	0	0	73	78	151	
25	126	165	291	0	0	0	0	5	3	8	2	6	1	0	1	0	1	0	123	161	284	0	0	0	123	161	284	
26	202	225	427	0	0	0	0	1	5	6	3	3	3	1	2	3	1	2	201	223	424	0	0	0	201	223	424	
27	77	88	165	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	76	87	163	0	0	0	76	87	163	
28	59	73	132	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	74	133	0	0	0	59	74	133	
合計	6,656	7,169	13,825	0	0	0	0	76	80	156	46	110	0	92	140	27	113	0	6,672	7,137	13,809	0	0	0	6,672	7,137	13,809	

議案第2号

地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項、第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、同条第11項、第5条第1項、同条第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項により、令和2年12月1日に選挙人名簿に登録された者の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月1日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 外崎正廣

記

1	50分の1の数	277	人
2	6分の1の数	2,302	人
3	3分の1の数	4,603	人

議案第3号

八雲町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

八雲町選挙事務取扱規程（平成17年八雲町選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

様式第75号を次のように改める。  
 様式第75号（第83条関係）

何選挙長告示第 号

何年何月何日執行の何選挙について、候補者として、次のとおり届出があった。

年 月 日

何選挙長 印

届出受理番号	届出年月日	届出の別	ふりがな候補者氏名	本籍	住所	年齢	党派	職業	ウェブサイト等のアドレス
	年 月 日					満 歳			
	年 月 日					満 歳			
	年 月 日					満 歳			

備考

- 1 「届出の別」の欄には、「本人届出」又は「推薦届出」の別を記載すること。
- 2 通称使用認定をした候補者については、「候補者氏名」の欄は、通称のみを記載すること。
- 3 届出に記載された政党その他の政治団体の名称が、字数20を超える場合は、令第89条第4項の規定による略称を「(略称)何何」と記載すること。

様式第119号の2及び様式第119号の3を次のように改める。  
様式第119号の2（第104条の2関係）

年 月 日

八雲町選挙管理委員会委員長 様

候補者住所  
氏名

㊦

選挙運動用ビラ届出書

次のとおり公職選挙法第142条第1項第7号の規定により届け出ます。

選挙名	選挙	
種類	名称	規格（長さ×幅）
1		
2		

備考

- 1 ビラの種類ごとに見本を2枚添付すること。
- 2 名称欄には、ビラの主な内容を簡単に記載すること。

様式第119号の3（第104条の2関係）

年	月	日	執行
			選挙
(選挙運動用ビラ)			
(番号)			
八雲町選挙管理委員会			

備考 「(番号)」は、候補者ごとに区分するものとする。

附 則  
この告示は、告示の日から施行する。

令和2年12月1日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 外 崎 正 廣

議案第4号

個人演説会等会場の指定（変更、解除）について

公職選挙法第161条第1項第3号の規定により、次のとおり個人演説会等会場に指定（変更、解除）する。

令和2年12月1日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 外 崎 正 廣

記

変 更（別紙のとおり）

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設管理者名	聴衆席の面積	聴衆席収容見込人員数

訂正内容一覧

八雲町

市町村名	新旧	指定期月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設管理者名	聴衆席の面積 (㎡)	聴衆席収容見込 人員数(人)	備考
八雲町	新			八雲町熊石総合センター				
	旧	H8.5.8	二海郡八雲町熊石館平町111番地	熊石総合センター	八雲町長	444	888	指定施設の名称変更
八雲町	新			熊石平生活改善センター				
	旧	H8.5.8	同 熊石平町49番地2	熊石平生活改善センター	熊石町防犯防犯課町長兼管理組合長	118	236	指定施設の所在地変更
八雲町	新			黒岩644番地47				
	旧	H8.5.13	同 黒岩644番地28	黒岩会館	黒岩町内会会長	132	150	指定施設の所在地変更
八雲町	新			出雲町60番地10・60番地187				
	旧	H8.5.13	同 出雲町60番地10	出雲町会館	南出雲町連合町内会会長	82	90	指定施設の所在地変更
八雲町	新			豊河町4番地66				
	旧	H8.5.13	同 豊河町4番地16	豊河町会館	豊河町親睦会会長	57	70	指定施設の所在地変更
八雲町	新			野田生199番地1・200番地1・215番地2				
	旧	H8.5.13	同 野田生200番地1	野田生会館	野田生中央町内会会長	144	160	指定施設の所在地変更
八雲町	新			花浦221番地1・222番地1				
	旧	H8.5.13	同 花浦221番地1	花浦山会館	野田生会館運営委員会会長	144	160	指定施設管理者名変更
八雲町	新			花浦町11番地4				
	旧	H8.5.13	同 豊河町11番地4	花浦山会館	花浦農業組合長	67	80	指定施設の所在地変更
八雲町	新			落部631番地13				
	旧	H8.5.13	同 落部631番地13	内浦町1区会館	内浦町町内会会長	72	90	指定施設の所在地変更
八雲町	新			落部631番地				
	旧	H8.5.13	同 落部631番地	川向会館	落部10区町内会会長	77	90	指定施設の所在地変更
八雲町	新			東野469番地3				
	旧	H8.5.13	同 東野473番地1	東野母子の家	東野中央会館運営委員会委員長	80	90	指定施設の所在地変更
八雲町	新			内浦町163番地1				
	旧	H8.5.13	同 内浦町163番地1	内浦生活館	内浦2区町内会会長	178	120	指定施設の所在地変更
八雲町	新			山崎309番地				
	旧	H8.5.13	同 山崎309番地・310番地	山崎2区会館	山崎農事組合長	74	80	指定施設の所在地変更
八雲町	新			立岩309番地1				
	旧	H8.5.13	同 立岩309番地1	立岩会館	立岩1区町内会会長	99	100	指定施設管理者名変更
八雲町	新			立岩65番地10				
	旧	H8.5.13	同 立岩65番地10	立岩2区会館	立岩2区町内会会長	64	70	指定施設管理者名変更

備考 1 新については、変更のある項目のみ記入すること。

2 指定施設管理者名については、個人の施設以外の施設については、団体の名及びその管理者の職名を記入すること。

3 聴衆席の面積については、小数第1位を四捨五入し整数とすること。

<記載例>

〇〇市	新			〇〇会館				変更未反映の場合
	旧	平26.5.15	〇〇市△丁目1	〇〇生活館	〇〇市長	2,000	1,500	
〇〇町	新	解除報告済						解除未反映の場合
	旧	平26.5.15	□□郡〇〇町△△1番地1	〇〇会館	〇〇町長	150	150	
〇〇村	新	平26.5.15	□□郡〇〇町△△2番地2	〇〇児童館	〇〇村長	50	50	指定未反映の場合
	旧	指定報告済						



議案第 5 号

個人演説会等会場の指定（変更、解除）について

公職選挙法第161条第1項第3号の規定により、次のとおり個人演説会等会場に指定（変更、解除）する。

令和 2 年12月 1 日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 外 崎 正 廣

記

解 除

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設管理者名	聴衆席の面積	聴衆席収容見込人員数
平成 8 年 5 月 13 日	二海郡八雲町 栄町 74 番地	栄町会館	栄町地区町内 会連合会会長	178 平方メート ル	190 人

議案第6号

在外選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、別紙のとおり在外選挙人名簿から抹消する。

令和2年12月1日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 外 崎 正 廣

【別紙】

### 在外選挙人名簿抹消

氏 名	大 原 克 彦
生 年 月 日	昭和 41 年 12 月 21 日
性 別	男
本 籍	神奈川県横浜市金沢区六浦東一丁目 22 番地
経 由 領 事 館	在バヌアツ日本国大使館
登 録 年 月 日	平成 31 年 3 月 20 日
抹 消 事 由	国内の市町村において新しく住民票が作成されて 4 か月を 経過（発生年月日：令和 2 年 9 月 11 日）

# 選挙公営の実施について

## (1) 公職選挙法改正の概要

令和2年6月12日に公布された公職選挙法の一部を改正する法律によって、町長・町議選挙において選挙運動費用を公費で負担できることとされました。また、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が解禁となり、1,600枚まで頒布可能となりました。

選挙公営の対象とする場合は条例で定める必要があり、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成にかかる費用について対象とすることができます。

なお、公費負担を受けるためには、供託物没収点以上の得票を得ることが必要で、得票を得られなかった場合は全額候補者の負担となるものです。

この改正によって、選挙運動費用の公費負担が制度化されたことから、町議選挙においても供託金制度が導入されました。

《参考1》

## 町村の選挙における公営拡大と供託金導入について

### 地方選挙の選挙公営（選挙運動用自動車、ポスター、ビラ関連）と供託金

区分	公営の有無			供託金額	備考
	選挙運動用自動車	選挙運動用ポスター	選挙運動用ビラ		
都道府県知事選挙	○	○	○	300万円	
都道府県議会議員選挙	○	○	○	60万円	
市長選挙	○	○	○	100万円(※1)	※1 政令指定都市の市長選挙については240万円
市議会議員選挙	○	○	○	30万円(※2)	※2 政令指定都市の議会議員選挙については50万円
町村長選挙	↓ ○	↓ ○	↓ ○	50万円	＜全国町村会＞ 自動車、ポスター、ビラへの公営拡大を要望
町村議会議員選挙	↓ ○	↓ ○	頒布不可 ↓ 頒布解禁 公営対象	↓ 供託金導入 15万円	＜全国町村議会議員会＞ ・ビラの頒布解禁 ・自動車、ポスター、ビラの公営 ・供託金の導入 } を要望

### ○供託物没収点の考え方

(H29年10月実施の町議選挙を例とする 有効投票数9,931票)

・町長選挙の場合・・・有効投票総数×1／10

$$9,931 \times 1 / 10 = 993.1 \text{票未満の場合没収となる}$$

・町議選挙の場合・・・有効投票総数／議員定数×1／10

$$9,931 / 16 \times 1 / 10 = 62.06 \text{票未満の場合没収となる}$$

(2) 選挙運動費用にかかる公費負担限度額の考え方について

①選挙運動用自動車の公費負担限度額（国基準）

公費負担の対象		公費負担の限度額	
1. 一般運送契約（ハイヤー等）		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る）	各日について64,500円
2. 一般運送契約以外の契約	イ. 自動車借借入契約（レンタル）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る）	各日について15,800円
	ロ. 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（代替車を含む）	7,560円×選挙運動の日数
	ハ. 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日については1人に限る）	各日について12,500円
		1の契約と2の契約はどちらかを選択	

※ 2のイ～ハは併用することができる。

②選挙運動用ビラ作成の公費負担限度額（国基準）

選挙の種別	ビラの上限枚数	ビラの作成単価（上限額）
町長選挙	2種類以内で5,000枚	7円51銭
町議選挙	2種類以内で1,600枚	7円51銭

③選挙運動用ポスター作製の公費負担限度額（国基準）

公費負担の対象	公費負担の限度額
ポスター作製経費	<p>作成単価（次の単価の限度額以内）に作成枚数（当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数）を乗じた金額</p> <p>ポスター掲示場数（H31年参議院選挙時113カ所）</p> $\text{単価} = \frac{525\text{円}06\text{銭} \times 113 + 310,500\text{円}}{113} = 3,273\text{円} \quad (\text{限度額})$ <p>※1円未満の端数は切り上げて1円とする。</p>

《参考2》

選挙公営実施時の概算費用（国の限度額と同額で運動期間5日間とした場合）

対象項目	町長選（1名）	町議選（1名）
①自動車使用料（一般運送契約）	322,500円	322,500円
②自動車使用料（一般運送契約以外）	179,300円	179,300円
（自動車借入）	(79,000円)	(79,000円)
（燃料費）	(37,800円)	(37,800円)
（運転手報酬）	(62,500円)	(62,500円)
③選挙運動用ビラ作成料	37,550円	12,016円
④選挙運動用ポスター作成料（113枚）	369,849円	369,849円

※①②は選択制

①③④を組み合わせた場合の合計額	729,899円	704,365円
②③④を組み合わせた場合の合計額	586,699円	561,165円

※選挙になることが前提のため、立候補者数分の経費が必要となる。

《参考3》

○他町における公費負担の考え方

- ・①の選挙運動用自動車使用料及び②のビラ作成料については、どの団体も国基準と同額で規定していると思われます。
- ・④ポスター作製単価の考え方は、自治体ごとにバラバラで、大きく分けると下記の3つの方法があります。

例1) ポスター作製にかかる基本単価及び企画費を国基準から引き下げている事例

- ・函館市 基本単価525.06円→268.48円 企画費310,500円→118,800円

例2) ポスター作製にかかる企画費を国基準310,500円から引き下げている事例

- ・北斗市120,750円 ・根室市142,500円 ・留萌市139,638円

例3) 条例で直接ポスター作製にかかる単価を定めている事例

- ・石狩市2,057円/枚 ・網走市2,596円/枚

- ・ポスター作成費対象枚数の考え方（掲示場数に対する割合）

道内の各市におけるポスター作成費対象枚数は、施行令で規定している掲示場数の2倍としているのは北海道と札幌市のみであり、1.2倍または1倍としている団体が全体の80%を占めています。

割合	1.00倍	1.10倍	1.14倍	1.20倍	1.80倍	2.00倍	計
団体数	14	3	1	15	1	2	36

○八雲町における公費負担額の検討

- ・自動車使用料・ビラ作成料の考え方

国の限度額と同額での規定を検討しています。

- ・ポスター作製経費の考え方

八雲町のポスター作製経費の実績については、前回（H29）の町長・町議選挙での各候補者の中で最高額は167,000円、最低額は5,005円であり、平均で64,629円となっていることから、国基準の限度額に合わせると、必要以上に高額な作成費となる可能性があります。

- ①H29年のポスター作製経費で最高額だった167,000円を掲示場の数（113カ所）で割ると、1枚当たり1,478円、全体の平均額64,629円を113カ所で割ると、1枚当たり572円となりま

- ・ポスター作成費の単価ごとの比較

単位：円

枚数 \ 単価	572	900	1,479	1,500	2,000	2,500	3,273
掲示場数×1（113枚）	64,636	101,700	167,127	169,500	226,000	282,500	369,849
掲示場数×1.1（125枚）	71,500	112,500	184,875	187,500	250,000	312,500	409,125
掲示場数×1.2（135枚）	77,220	121,500	199,665	202,500	270,000	337,500	441,855

- ②平均額を掲示場の数で割り返した単価（572円）を1.5倍して端数を切り上げると、1枚当たりの単価が900円となることから、この額をポスター作製単価限度額とし、公費の対象とする枚数を掲示場数×1.1倍（125枚）として検討しています。

(3) 実施に伴う選挙経費見込額について

- ①町議選挙立候補者数を21人と仮定し、全員分を確保する場合の予算計上額 9,387,336 円

○選挙運動用自動車					6,772,500 円
a. ハイヤー契約	322,500 円	×	21 人	=	6,772,500 円
b. 自動車借上げ	79,000 円	×	21 人	=	1,659,000 円
b. 燃料費	37,800 円	×	21 人	=	793,800 円
b. 運転手報酬	62,500 円	×	21 人	=	1,312,500 円
○選挙運動用ビラ作成					252,336 円
	12,016 円	×	21 人	=	252,336 円
○選挙運動用ポスター作成					2,362,500 円
	112,500 円	×	21 人	=	2,362,500 円

②町長選挙立候補者数を4人と仮定し、全員分を確保する場合の予算計上額 1,890,200 円

○選挙運動用自動車					1,290,000 円
a. ハイヤー契約	322,500 円	×	4 人	=	1,290,000 円
b. 自動車借上げ	79,000 円	×	4 人	=	316,000 円
b. 燃料費	37,800 円	×	4 人	=	151,200 円
b. 運転手報酬	62,500 円	×	4 人	=	250,000 円
○選挙運動用ビラ作成					150,200 円
	37,550 円	×	4 人	=	150,200 円
○選挙運動用ポスター作成					450,000 円
	112,500 円	×	4 人	=	450,000 円

《参考4》

○H29年度町長・町議選挙執行予算

・予算	20,844,000	+	11,277,536	=	32,121,536
・決算	13,620,100		(選挙公営分)		(54.1%増)

○H25年度町長・町議選挙執行予算

・予算	21,333,000	+	11,277,536	=	32,610,536
・決算	13,960,971		(選挙公営分)		(52.9%増)

## 《令和3年 八雲町選挙管理委員会事務執行計画》

月	日	曜日	項 目
1	12	火	選挙関係争訟に関する調 (12月31日現在)
			選挙事務報告例 (任意制選挙公営制度ほか) (12月31日現在)
			選挙事務報告例 (地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員報告ほか) (12月31日現在)
2	18	木	選挙事務報告例 (在外選挙人名簿登録者数調) (2月15日現在)
3	1	月	<b>選挙管理委員会</b> 永久選挙人名簿定時登録 (3月1日現在)
4	5	月	選挙管理委員会委員及び職員数の報告期限 (4月1日現在)
6	1	火	<b>選挙管理委員会</b> 永久選挙人名簿定時登録 (6月1日現在)
8	18	水	選挙事務報告例 (在外選挙人名簿登録者数調) (8月15日現在)
9	1	水	<b>選挙管理委員会</b> 永久選挙人名簿定時登録 (9月1日現在)
			検察審査員候補者の予定者の選定 (10月15日期限)
			裁判員候補者の予定者の選定 (10月15日期限)
11	上旬		八雲町議会臨時会 (八雲町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙)
	8	月	選挙事務報告例 (地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了日調) (11月1日現在)
	中旬		<b>選挙管理委員会</b> 委員長の選挙について 委員長の職務を代理する委員の指定について
12	1	水	<b>選挙管理委員会</b> 永久選挙人名簿定時登録 (12月1日現在)

- 1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る委員会 ～ 随時開催  
任期満了日 10月21日 (木)
- 2 町長選挙及び町議会議員選挙に係る委員会 ～ 随時開催  
任期満了日 10月22日 (金)
- 3 渡島町村選挙管理委員会連合会定期総会・研修会 ～ 日程未定
- 4 選挙管理委員任期 ～ 令和3年11月14日まで